

事業主・加入者の皆さまへ

職場内で回覧・掲示をお願いします

2025年
8月号

協会けんぽ兵庫支部からのお知らせ

職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいますか？

職場におけるメンタルヘルス不調が年々増加しています。

「メンタルヘルス対策ってどうすればいいの？」とお悩みのご担当者様に協会けんぽ兵庫支部公式 YouTube にて配信するオンラインセミナーのご案内です。受講は無料ですのでお気軽にご覧ください。



令和7年度 メンタルヘルスセミナー

参加費
無料



協会けんぽ兵庫支部の公式YouTube にて
全従業員向け、管理職向けの2種類のセミナーを配信予定!!

申込不要で、いつでもどこでも受講可能!

配信
期間

令和7年
8/1(金)～9/30(火)
各動画60分程度

視聴
方法

協会けんぽ兵庫支部の
ホームページからアクセス



セミナー視聴は
こちら

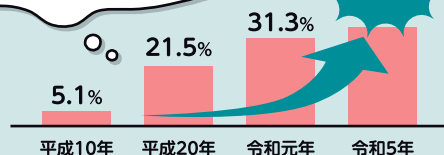
講師

岡田 邦夫 氏
(労働衛生コンサルタント・
NPO 法人健康経営研究会 理事長)

開催
内容

▶全従業員向け
『心の健康を維持するためのセルフケアの重要性』
▶管理職向け
『ストレス社会における企業の
メンタルヘルスケアとストレスチェックの活用』

ここ20年で職場における
メンタルヘルス不調は一気に増加。
傷病手当金の申請件数のトップに。



協会けんぽの傷病手当金に占める
精神および行動の障害の構成割合
[現金給付受給者状況調査報告] (令和5年度 全国健康保険協会)

【主催】全国健康保険協会 兵庫支部 【共催】兵庫県社会保険協会 【後援】兵庫産業保健総合支援センター

医療機関等の受診はマイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証で受診すると、過去に処方されたお薬や健診結果をふまえた、よりよい医療を受けることができます!

※従来の健康保険証(水色)が使用できるのは、令和7年12月1日までとなります。



詳細はこちら



全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL: 078-252-8701(代表) ※おかけ間違いにご注意ください

LINE公式アカウントの友だち募集中!!



健康情報や健診日程などを
毎月配信中
◀友だち追加はこちら
@kenpo_hyogo

メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け



毎年**大好評**の

健康経営®優良法人 認定セミナー

今年も開催します！

配信期間

令和7年9月上旬～令和7年11月上旬まで

配信内容

第1部

健康経営の最新情報をお伝えします！

30分
程度

健康経営優良法人認定制度について

経済産業省 近畿経済産業局 職員

第2部

認定基準もわかりやすく解説します！

60分
程度

「健康経営優良法人 2026」の
認定基準と申請方法について

全国健康保険協会 兵庫支部 職員

共催：兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会 後援：近畿経済産業局

二次元コードまたは協会けんぽ兵庫支部ホームページから視聴できます。

タブレットおよびスマートフォン

二次元コードから視聴できます。

協会けんぽ兵庫支部のメールマガジンに登録していただくと、
配信日が決まり次第、お知らせが届きます。

セミナー視聴は
こちら



メルマガ登録は
こちら



ホームページ

協会けんぽ 兵庫 検索 で検索

健康宣言 ▶ 令和7年度 健康経営優良法人認定セミナーを開催します！の順にお進みください。

問い合わせ先

078-252-8701（音声ガイダンス③） 全国健康保険協会 兵庫支部 企画グループ

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、右記の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

制度の詳細や
申請方法はこちら



70歳以上の 被扶養者を 有する場合	70歳以上の 被扶養者を 有しない場合	（被保険者の収入が 383万円以上の方のうち） 旧被扶養者（※）を 有する場合
（被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満	383万円未満	（旧被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満

（※）旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方をいいます。（被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。また、65歳～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含まれます。）